

## 「大阪府薬局健康情報拠点推進協議会」設置要綱

## (目的)

第1条 「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、外部有識者を交えた意見交換を行い、専門的な見地から幅広く意見を聴取することを目的に、大阪府薬局健康情報拠点推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について検討を行う

- (1) 健康相談拠点モデル事業の実施に関すること
- (2) 報告書の作成に関すること

## (組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって10名以下で構成し、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 医薬品企業関係者
- (4) 府民代表者

2 協議会の委員の任期は、1年とし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長)

第4条 協議会には座長を1名置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は座長が招集する。

- 2 座長は必要に応じて委員以外の関係者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

## (謝礼金等)

第6条 協議会の構成員への謝礼金の歳出科目は報償費とする。

- 2 協議会の委員の謝礼金は、日額8,200円とする。
- 3 前項の謝礼金は、出席日数に応じて、その都度支給する。

4 構成員のうち地方公共団体に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(費用弁償)

第7条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前2項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この要綱に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は大阪府健康医療部薬務課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附則

この要綱は実施要領の施行日から施行する。